

本人確認・AML/CFT 速報解説

金融庁「施行日を待つな」 あなたの会社は？

金融庁要請

IC一本化

いま前倒し

10月9日の金融庁注意喚起を読む——3日前の「前倒し論」が、そのまま当局の要請になった

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之

2026年10月

今日の結論(先に3つ)

当局の答えも「前倒し」だった

①

金融庁が前倒しを正式に要請

令和9年4月1日の施行日を待たず、ICチップ情報の読取りへ「可及的速やかに」(10月9日注意喚起・記3)。

②

同じ結論を3日前に示していた

10月6日の動画で「2027年4月を待たずに、いま切り替える」と提言。理由も手段もほぼ一致。

③

今すぐ画像送信型を止める

窓口はIC読取、スマホは公的個人認証・スマホのマイナハ。どれも今のルールで使える。

3日の差

10月6日の提言、10月9日に金融庁が要請

日付(2026年)	出来事
9月25日	大手カーシェア(タイムズカー)で不正アクセスを検知
9月29日	本人確認書類の画像 約160万件の流出が判明(運営会社公表)
10月6日	当事務所の動画解説で「2027年4月を待たずに、いま切り替える」と提言
10月9日	金融庁が金融機関等に注意喚起:「施行日を待たず、可及的速やかな対応を図ること」 同日、内閣官房国家サイバー統括室も注意喚起

3日前の提言が、そのまま当局の要請になった

答え合わせ：結論・理由・手段が一致

	10月6日 動画(渡邊)	10月9日 金融庁注意喚起
結論	2027年4月を待たずに、いま切り替える	施行日を待たず、可及的速やかな対応を図ること(記3)
理由	写真を送るだけのeKYCは、流出画像の“受け皿”になり得る	本人確認書類の画像を含む顧客情報の漏洩が相次ぎ、なりすましの手口が巧妙化
手段	窓口はIC読取、スマホは公的個人認証・スマホのマイナ	不正対策として極めて効果が高い、ICチップ情報の読取に原則一本化
足元	画像・コピーの棚卸し、保存期間の見直し	委託先管理・インシデント対応を含むサイバー対策の点検(記1)

10月9日 注意喚起の全体像

誰から誰へ

金融庁から金融機関等へ(令和8年10月9日)

きっかけ

公開サービスや業務システムへの不正アクセスが相次ぎ、
運転免許証等の本人確認書類の画像を含む顧客情報が漏洩

土台となる文書

「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」「フロンティアAIによる脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応」

所管は2部署

ITサイバー・経済安全保障監理官室と、金融犯罪対策室

ポイント:「情報漏洩」と「なりすまし・本人確認」を一体の問題として扱った

要請は3つ:漏らさない・見抜く・画像に頼らない

項目	要請の内容	ひとことで
記1	国家サイバー統括室の注意喚起や今後判明する攻撃の原因・手口を踏まえ、委託先管理(サードパーティリスク管理)やインシデント対応態勢を含めてサイバ一对策を点検し、不十分なら速やかに措置	漏らさない
記2	非対面の本人確認で、書類画像・容貌画像に不自然な点がないか、改めて確認を徹底	見抜く(当面の守り)
記3	画像送信を受ける方法は令和9年4月1日に廃止され、ICチップ情報の読取に原則一本化される。施行日を待たず、可及的速やかに対応	画像に頼らない(本丸)

PART 2 | 「施行日を待たず」は何を意味するのか？

記3を4つの言葉で読む

①「画像送信…は廃止」

現行ホ方式(規則6条1項1号ホ)などが令和9年4月1日で終わることを改めて明示

②「極めて効果が高い」

当局がIC読取の有効性を明言。社内で投資を説得する材料になる

③「原則一本化」

ICのない書類などの代替方法は残るが、主軸はIC読取

④「可及的速やかに」

法令上の義務は令和9年4月から。しかし監督上は「いま」の対応が期待されている

注意喚起は新たな法的義務を課すものではない。ただし今後のモニタリングで、切替えの進捗を問われることを想定すべき

前倒し先は、すでに今のルールにある

方法(犯収法施行規則6条1項1号)	いま(現行)	令和9年4月～
窓口:提示+ICチップ読取+券面照合	イ+読取の上乗せ可	新イ(必須)
非対面:ICチップ情報+容貌画像	ハ	新ハ
非対面:スマホのマイナンバーカード	ル	新ト
非対面:公的個人認証(JPKI)	カ	新ヌ
非対面:書類画像+容貌画像を送信	ホ	廃止

新しい制度を待つ必要はない。今のルールの中で方法を選び直すだけ(JPKIは認定事業者への委託で導入可)

PART 3 | 切替えまでの間、何をするか？

記2:画像の「不自然さ」を見るポイント

書類画像

- ① 文字の書体・位置・間隔のずれ
- ② 角度・光の反射・厚みの不自然さ
- ③ 同じ画像や背景が別の申込で使い回されていないか

容貌画像(自撮り)

- ① 生成AI特有の輪郭・肌・背景のゆがみ
- ② まばたき・首振りなど動きの不自然さ
- ③ 書類の顔写真との特徴・年齢の食い違い

落とし穴:流出したのは「本物」の画像。券面に不自然な点はない。だから記2は時間稼ぎで、本丸は記3

記1:「漏らさない」点検は委託先まで

- ① 外部公開システム:顧客向けサービス・業務システムの脆弱性とアクセス制御
- ② 委託先:eKYCベンダー・システム委託先が、どんな画像を、いつまで保存しているか
- ③ インシデント対応:個人情報保護委員会への報告・本人通知(個人情報保護法26条)、二次被害への備え
- ④ 持たない:不要な画像は遅滞なく消去(同法22条・努力義務)。持たなければ漏れない

記1は、内閣官房国家サイバー統括室の注意喚起「不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について」(令和8年10月9日)と、今後明らかになる攻撃の原因・手口を踏まえた点検を求めている

PART 4 | なぜ3日前に「前倒し」と言えたのか？

事件・改正・道具をつなげば、結論は1つ

①

流出したのは「再発行できない」情報

顔×氏名×住所×生年月日は変えられない。画像型eKYCは流出画像の受け皿になる

②

改正の行き先は、すでに決まっていた

令和7年・8年の省令改正で、画像送信の廃止とIC読取の原則化(令和9年4月1日施行)は確定済み

③

前倒しの道具は、もう手元にある

IC読取・公的個人認証・スマホのマイナは現行規則で利用可能。Androidのマイナンバーカードも10月20日開始予定

→ 待つ理由がない。だから「いま」と言えた

なぜ施行日まで待つてはいけないのか

施行日は、法令の期限。
攻撃者の期限ではない。

令和9年4月まで画像送信型を続ければ、流出した画像に約半年の「使いどき」を与えることになる。

注意喚起を受けたロードマップ

今週

報告と把握

- ・ 注意喚起を経営陣に報告
- ・ 画像送信型(現行ホ)の件数・比率を把握
- ・ 審査部門に記2の確認強化を指示

今月中

点検と計画

- ・ 委託先を含むサイバー点検(記1)
- ・ 保存画像の棚卸し・不要分の削除
- ・ IC・JPKI移行の実行計画を決定

3か月以内

切替え(記3)

- ・ 画像送信型の新規受付を停止
- ・ 窓口でIC読取を開始
- ・ 読めない人・持たない人の代替ルート

「金融機関等」以外も、他人事ではない

犯収法の特定事業者すべて

宅地建物取引業者、クレジットカード事業者なども、令和9年4月1日から同じルール。所管が金融庁でなくても、前倒しの理由は同じ。

画像を受け取るすべての事業者

カーシェアのように犯収法の対象外でも、免許証画像を保存していれば同じリスク。保存期間は根拠から逆算する。

eKYCベンダー・委託先

委託元は記1の委託先管理として点検する。IC・JPKI対応の提供時期と、画像の保存・削除の方針を確認。

まとめ

答え合わせは済んだ。
あとは、動くだけ。

- ① 金融庁：IC読取への切替えを「施行日を待たず、可及的速やかに」
- ② 前倒し先は、すでに今のルールの中にある
- ③ 今週は報告と把握、3か月以内に画像送信型を停止

あわせてご覧ください

10月6日公開「免許証画像、まだ集めますか？」

窓口のIC読取、公的個人認証(JPKI)、スマホのマイナンバーカードの仕組みを26頁で詳しく解説
<https://youtube.com/live/gnPXXJOYMow>

本人確認フローの見直し・規程改訂のご相談

弁護士法人三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021 m-watanabe@miyake.gr.jp

本資料は2026年10月9日時点の公表資料・報道に基づく一般的な解説であり、個別の事案に対する法的助言ではありません。